

2019 年 1 月 14 日

「LT 会」会報第 19-2 号（総 188 号）

上海 LT コンサルティンググループ

小規模零細企業への更なる減税措置！

中国の事業を行っている小規模企業は 2019 年 1 月 1 日から下記の優遇税制を施行されるので、優遇税制の趣旨を十分に理解し、ご活用してください。

2018 年 4 月、国務院総理李克強は国務院常務会議で、小規模零細企業への利益 100 万元まで法人税 25% から 10% への減税措置を打ち出したばかりで、今年の 1 月 9 日、国務院総理李克強が主宰する国務院（中央政府）常務会議は小規模零細企業への更なる減税措置を打ち出した。

小規模零細企業定義は、国家が制限あるいは禁止していない業種に従事し、かつ以下の条件を満たす企業を指す。《小規模零細企業の企業所得税優遇政策の範囲一層拡大の通知》（財税〔2018〕77 号）規定によると、

(1) 工業企業の場合、年度課税所得額が 100 万元以下、従業員数が 100 人以下、資産総額が 3,000 万元以下；

(2) その他の企業の場合、年度課税所得額が 100 万元以下、従業員数が 80 人以下、資産総額が 1,000 万元以下。

従業員及び総資産の計算方法は以下の通りである。

四半期平均値＝（四半期期初値＋四半期期末値）÷2

前年四半期平均値＝年度各四半期平均値の合計÷4

今回の減税措置の要点は下記の通りである。

1. 減税対象となる企業所得の範囲を拡大するとともに、法人税に相当する企業所得税の税率を一段と引き下げる。

現行			変更後		
企業所得税の課税対象	優遇税率	優 遇 後 の 実 際 税 率	企業所得税の課税対象	優遇税率	優 遇 後 の 実 際 税 率
年間所得が 100 万元以下に限定、所得額の 50%	20%	10%	年間所得が 100 万元以下の部分、所得額の 25%	20%	5%
			年間所得が 100 万～300 万元の部分、所得額の 50%	20%	10%

2. 3%の軽減税率が適用される小規模納税人の増値税についても、課税対象となる月商の下限を引き上げる。現行の優遇措置では、月商3万元以下の小規模納税人には増値税を免除しているが、今後はこの課税基準ラインを月商10万元とする。
3. これら中央財政レベルでの減税措置に加え、地方政府に対しても小規模零細企業への負担軽減を促す。資源税、印紙税などの地方税や、地方政府が徴収する教育付加費について、省級政府の裁量で最大50%までの減税を認めるとした。

一連の措置は2019年1月1日にさかのぼって実施され、期間は暫定で3年間。減税に伴う地方財政の不足分は、中央財政から支援することも取り決めた。

以上